

入間市子ども・若者未来応援プラン 中間年見直し(案)

(令和5年 月 改定)

- ※ 変更のある箇所のみを抜粋しています。
- ※ 変更箇所は、赤字表示しています。

I 計画の見直しに当たって

1. 見直しの趣旨

市では、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援を行うために、子どもと子育て家庭に対する支援や子ども・若者の健全育成、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健など、子どもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「入間市子ども・若者未来応援プラン」を令和2年4月に策定しました。計画と実績値に乖離がある場合は計画の中間年を目安に見直しを行うこととしています。

計画の見直しを行うに当たり、子ども・子育て支援法第61条第7項に基づき、入間市児童福祉審議会に意見を聞きました。その意見を踏まえ、令和5年度及び令和6年度の計画を見直したものです。

2. 見直し対象期間

令和5年度及び令和6年度

3. 見直し方法

入間市人口ビジョン（令和2年3月トレンド時点修正をした人口推計。以下「人口ビジョン」といいます。）及び令和3年度の児童数を基に、保育のニーズ等を踏まえ見直しを行いました。なお、大規模な開発等は予定されておらず、社会的増加要因はないものとしています。

また、出生数の推移によると、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、減少傾向がありますが、新型コロナウイルス感染症と少子化との因果関係については断定されておりません。しかし、全体的な傾向として、少子高齢化であること、子育て世代の女性の就業率も70%程度であることなどはプラン策定当初と変わりません。

そのため、量の見込みの補正は行わず、施設整備に応じた、確保の内容等の見直しを行います。

4. 見直しの内容

- (1) 子育て家庭を取り巻く状況について、人口ビジョンに合わせ、人口推計を見直しました。また、人口の推移を最新の内容に改めました。（Ⅱ 子育て家庭を取り巻く状況の見直し）
- (2) 「幼児期の学校教育・保育施設」と、「地域子ども・子育て支援事業」について、施設整備に応じた、確保の内容等の見直しを行いました。各章ごとに変更箇所の一覧を掲載し、続けて、見直した事業ごとに、計画見直しの前後の表を示します。（Ⅲ 幼児教育・保育の確保内容の見直し、Ⅳ 地域子ども・子育て支援事業の見直し）
- (3) 子ども・若者未来応援プランの全事業について

次の点において、見直しを行いました。

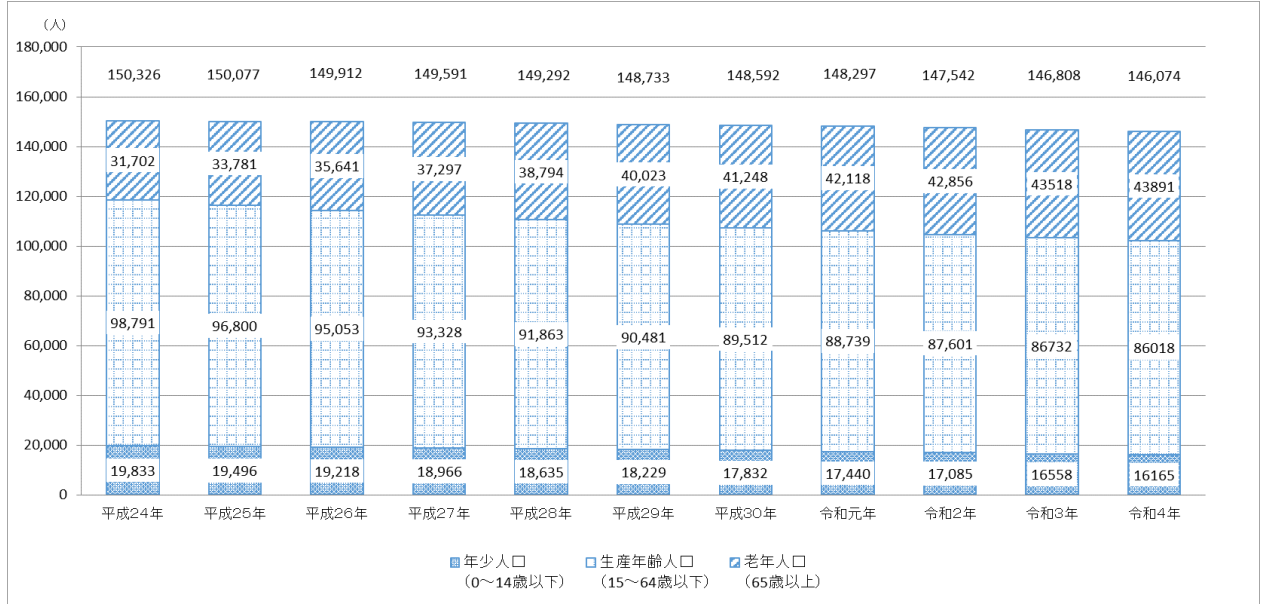
①施策の方向性、社会情勢の変更において必要な場合

②文言の修正、所管課の修正

(V 施策の方向性の変更による見直し VI 組織改編に伴う見直し)

II 子育て家庭を取り巻く状況の見直し

1 総人口の推移（確定数）



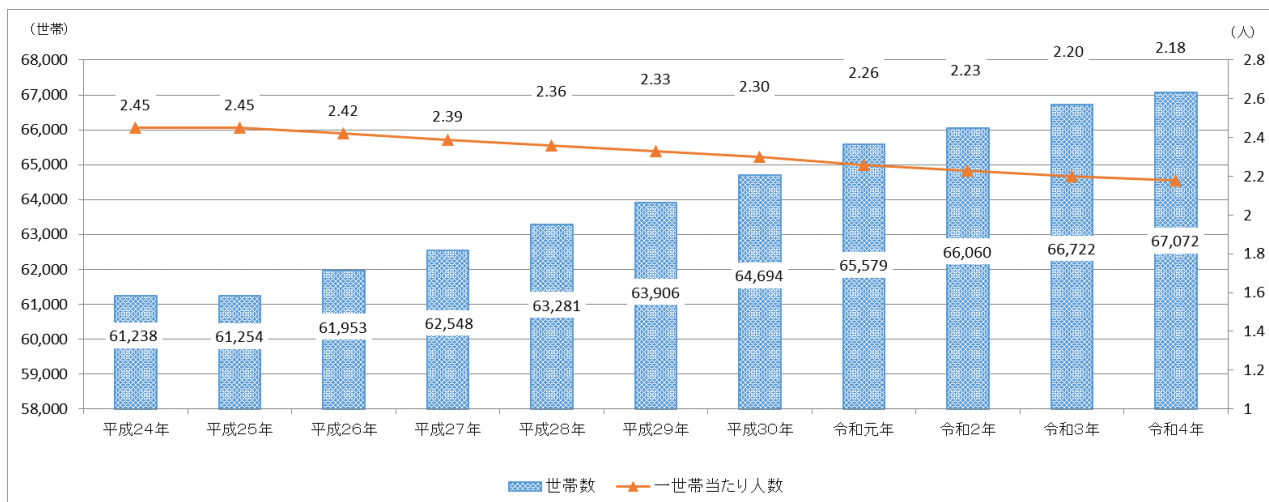
資料：情報政策課（地区別人口統計、各年4月1日現在）

総人口については、プラン策定時の推測より緩やかな減少となっています。

年齢3区分別でみると、「65歳以上」の老年人口が増加しています。

さらに、「14歳以下」と「15歳～64歳以下」は減少をしていることから、少子高齢化の進行がみてとれます。将来人口の推計については、次ページ 3 に掲載しています。

2 世帯数の推移（確定数）

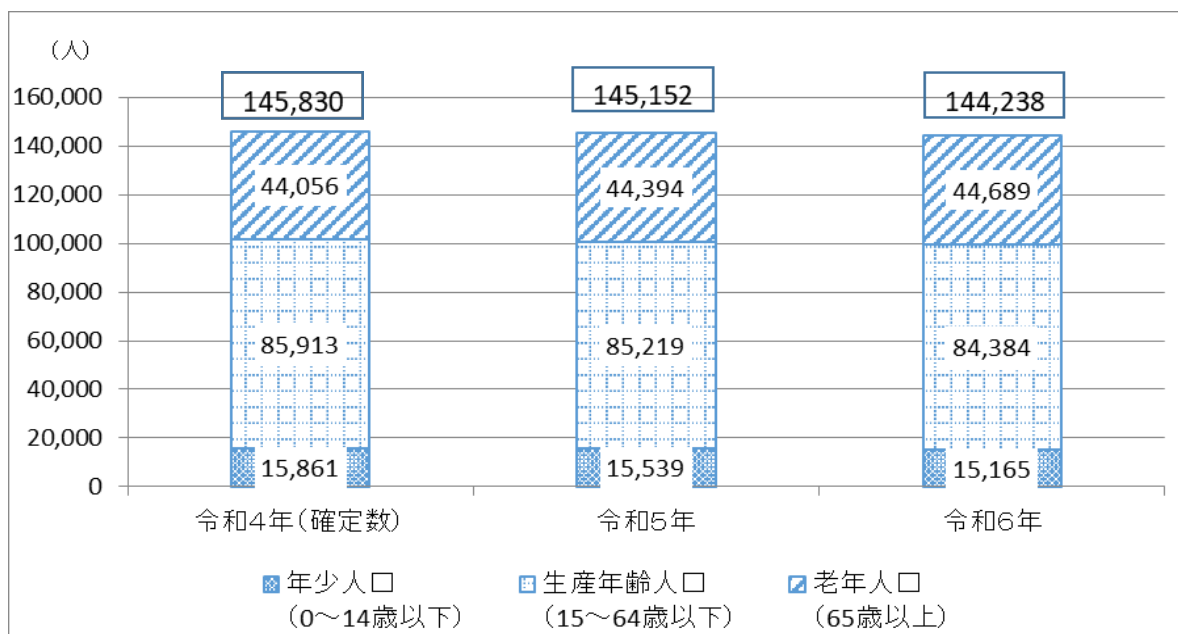


資料：情報政策課（地区別人口統計、各年4月1日現在）

世帯数は増加傾向が続いており、平成30年には64,694世帯でしたが、令和4年には67,072世帯となっています。

また、世帯数の増加に伴って1世帯当たりの人員は減少を続けており、令和4年には2.18人と核家族化の進行が加速していることがうかがえます。

3 将来人口の推計



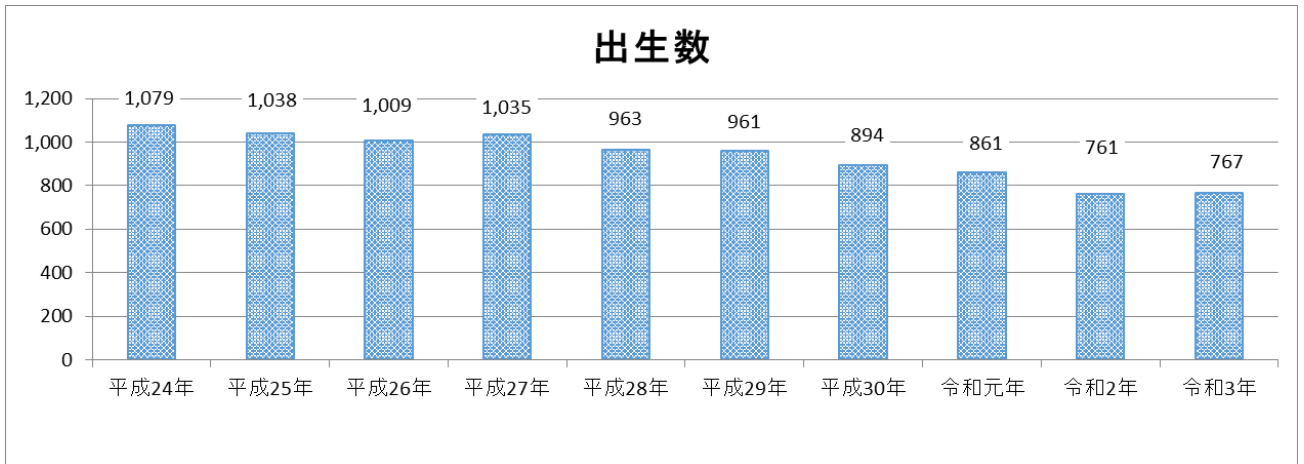
資料：企画課（入間市人口ビジョン令和2年3月トレンド時点修正より）

プラン策定時には令和4年の総人口を145,161人としていました。

確定数（令和4年10月1日現在）では、プラン策定時当初に比べ減少は緩やかとなっていますが、今後も微減が続けることが予想されています。

特に、14歳以下についてはプラン策定時の想定より大幅に減少傾向となっています。（令和4年の「14歳以下」の想定は16,447人でした。）

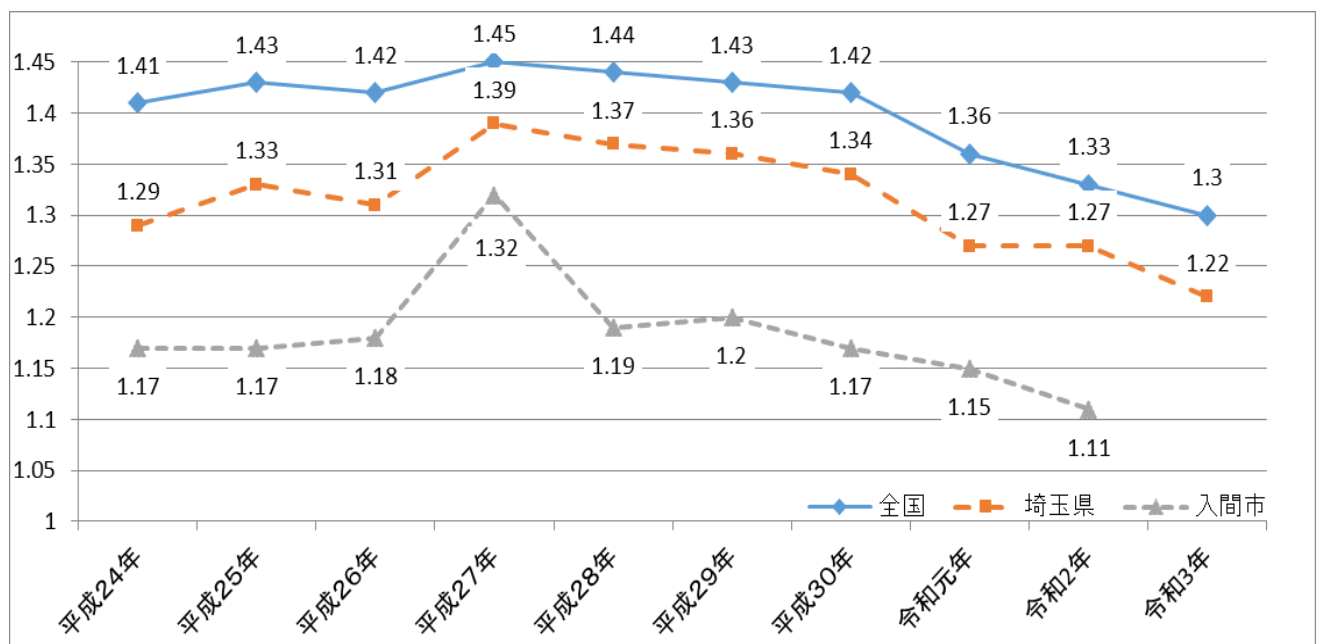
4 出生数の推移（確定数）



資料：情報政策課・市民課（住民基本台帳）

ここ10年間の出生数は、年によって微減・微増を繰り返しながら、減少を続けています。

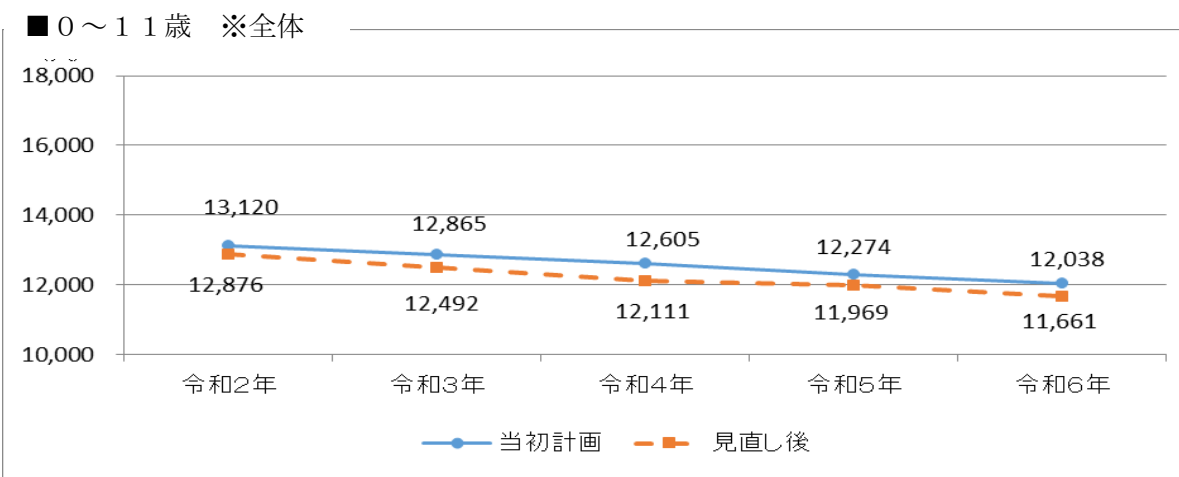
5 合計特殊出生率の推移（確定数）



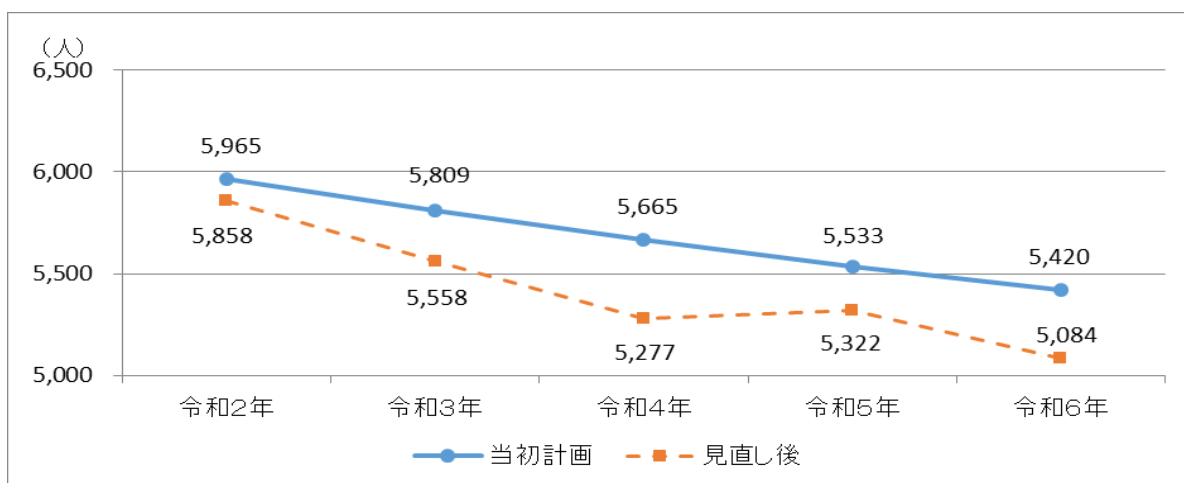
資料：埼玉県保健医療部

合計特殊出生率の推移をみると、年によって増減があるものの、「全国」と「埼玉県」の値を下回っており、少子化傾向が続いているといえます。

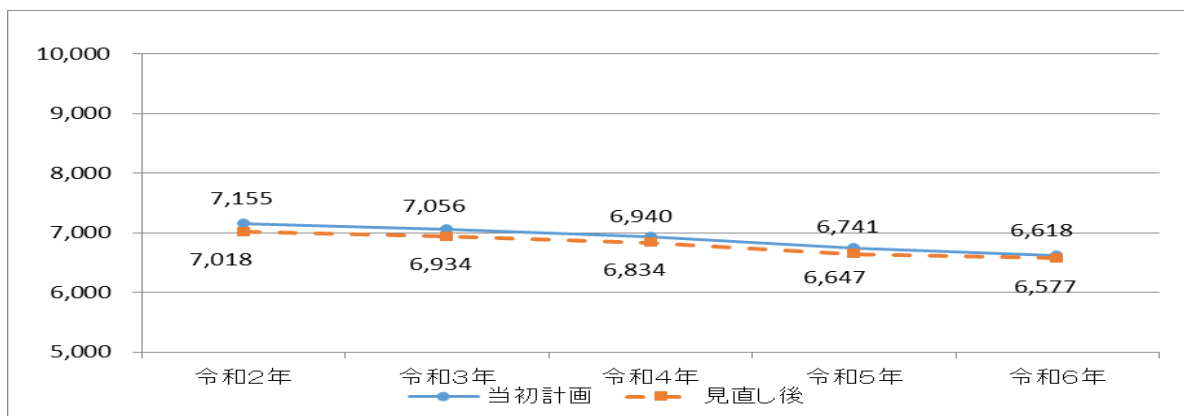
6 将来児童数の推移



■ 0～5歳



■ 6～11歳

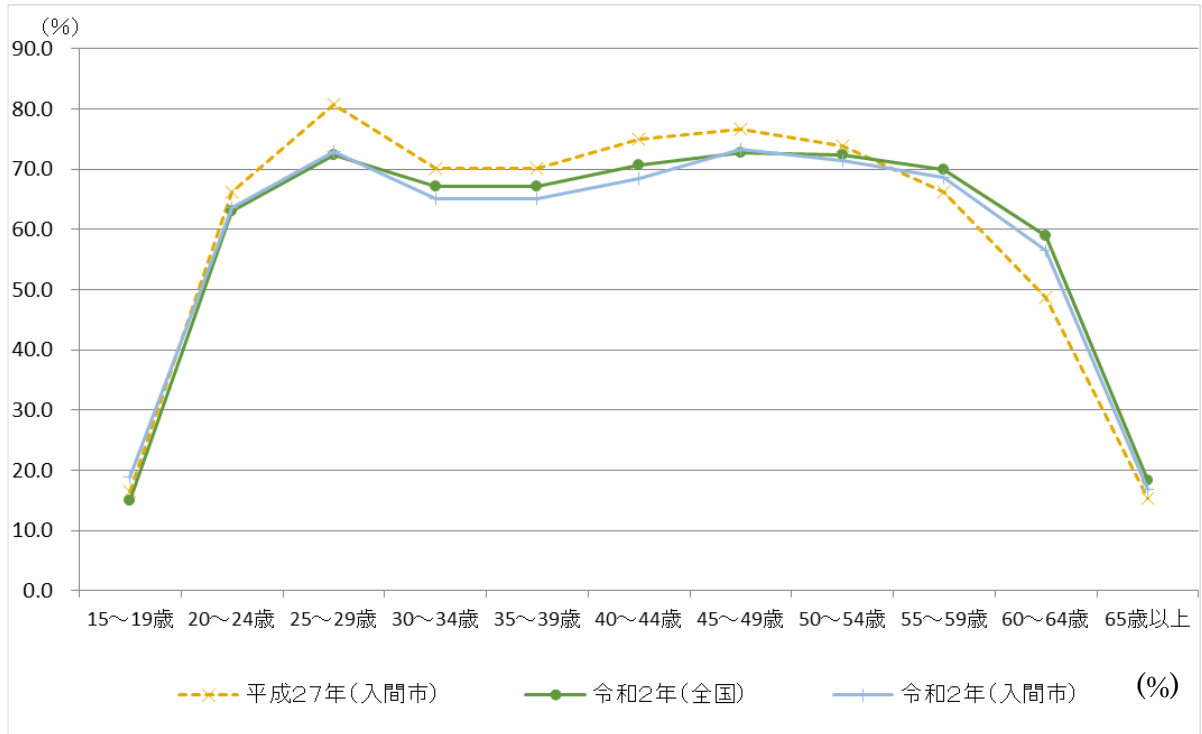


資料：企画課（入間市人口ビジョン）

人口ビジョン（令和2年3月トレンド時点修正）では、当初プランの策定時よりも、さらに将来児童数の減少が進行すると予想されており、令和6年における市全体の11歳以下の人口は11,661人となっています。

また、各年齢層の推移についても、全ての年齢層で減少傾向が予想されます。

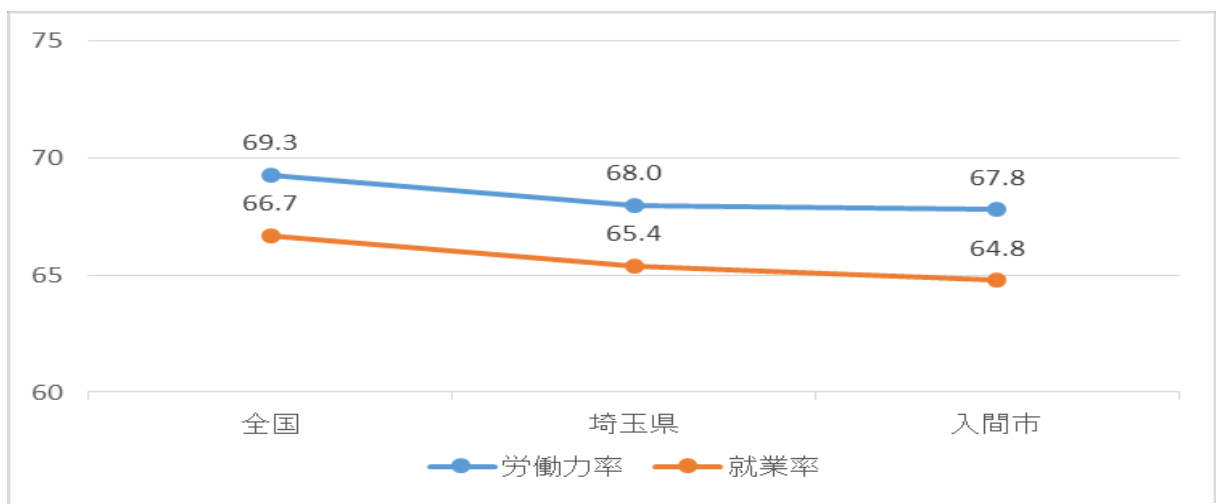
7 女性の労働力率（確定数）



	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65歳 以上
平成27年(入間市)	16.5	66.2	80.7	70.2	70.1	74.9	76.6	73.8	66.2	48.7	15.3
令和2年(全国)	15.0	63.1	72.3	67.2	67.2	70.7	72.8	72.4	70.0	59.0	18.4
令和2年(入間市)	18.8	63.6	73.0	65.0	65.1	68.5	73.3	71.5	68.6	56.5	16.8

資料：国勢調査

■ 25～44歳の女性の労働力率・就業率



資料：国勢調査

Ⅲ 幼児教育・保育の確保の内容の見直し

幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容について、次のことから、確保の内容を見直しました。 プラン該当頁：45

- ①令和5年度から既存保育園が幼保連携型認定こども園に移行
- ②令和5年度から確認を受けない幼稚園が新制度幼稚園に移行
- ③令和5年度から既存保育園が定員を変更
- ④令和2年度、令和3年度に小規模保育事業所が開設

■教育・保育 量の見込みと確保の内容（変更前）									
（単位：人）									
	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳	
量の見込み①	1,170	1,522	174	779	1,144	1,488	174	779	
1号（3～5歳）・3号（0～2歳）	1,170		174	779	1,144		174	779	
2号認定 幼稚園利用		293				286			
2号認定 幼稚園利用以外		1,229				1,202			
確保の内容（提供体制）②	1,969	2,116	174	779	1,969	2,116	174	779	
特定教育・保育施設	15	1,628	155	711	15	1,628	155	711	
保育所（園）		1,562	141	671		1,562	141	671	
幼稚園	0	0			0	0			
認定こども園	15	66	14	40	15	66	14	40	
特定地域型保育事業			18	66			18	66	
小規模保育			18	66			18	66	
家庭的保育			0	0			0	0	
居宅訪問型保育			0	0			0	0	
事業所内保育			0	0			0	0	
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2	
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園	1,954	488			1,954	488			
確保の内容と量の見込みの差 ②-①	799	594	0	0	825	628	0	0	
■教育・保育 量の見込みと確保の内容（変更後）									
（単位：人）									
	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳	
量の見込み①	1,170	1,522	174	779	1,144	1,488	174	779	
1号（3～5歳）・3号（0～2歳）	1,170		174	779	1,144		174	779	
2号認定 幼稚園利用		293				286			
2号認定 幼稚園利用以外		1,229				1,202			
確保の内容（提供体制）②	1,850	2,048	184	797	1,850	2,048	184	797	
特定教育・保育施設	120	1,616	153	703	120	1,616	153	703	
保育所（園）		1,520	129	643		1,520	129	643	
幼稚園	90	0			90	0			
認定こども園	30	96	24	60	30	96	24	60	
特定地域型保育事業			30	92			30	92	
小規模保育			30	92			30	92	
家庭的保育			0	0			0	0	
居宅訪問型保育			0	0			0	0	
事業所内保育			0	0			0	0	
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2	
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園	1,730	432			1,730	432			
確保の内容と量の見込みの差 ②-①	680	526	10	18	706	560	10	18	

IV 地域子ども・子育て支援事業の見直し

1 事業番号39 地域子育て支援拠点事業の確保の内容の見直しについて

地域子育て支援拠点事業について、豊岡3地区の出張ひろばについて、令和4年度より1か所のみとしています。現状に合わせ、確保の内容を見直しました。

プラン該当頁：53

■確保の内容（変更前） (か所)

※（ ）内の数値は出張ひろばの数 確保の内容	一般型	令和5年度	令和6年度
	豊岡1	3	3
	豊岡2	1	1
	豊岡3	(2)	1
	東金子	1	1
	金子	(1)	1
	宮寺二本木	1	1
	藤沢	1 (2)	1 (1)
	東藤沢	(1)	1
	西武	1 (1)	1 (1)
	合計	8 (7)	11 (2)

■確保の内容（変更後） (か所)

※（ ）内の数値は出張ひろばの数 確保の内容	一般型	令和5年度	令和6年度
	豊岡1	3	3
	豊岡2	1	1
	豊岡3	<u>(1)</u>	1
	東金子	1	1
	金子	(1)	1
	宮寺二本木	1	1
	藤沢	1 (2)	1 (1)
	東藤沢	(1)	1
	西武	1 (1)	1 (1)
	合計	8 <u>(6)</u>	11 (2)

2 学童保育室の確保の内容の見直しについて

事業番号49「学童保育室と放課後子ども教室の充実」について、次のことにより、確保の内容の見直しを行いました。 プラン該当頁：57～58

①東金子小学校について、令和4年度に学校内に保育室を整備し、量の見込みに合わせ、確保の内容を見直しました。

②宮寺小学校について、令和2年度に保育室面積を増やし、確保の内容を見直しました。

小学校区別の量の見込みと確保の内容(変更前)							
区域	対象		令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
4東金子小	1年生	量の見込み①	11	11	確保の内容 ②	80	80
	2年生		9	9			
	3年生		8	7			
	4年生		4	4			
	5年生		1	1			
	6年生		1	0			
		合計	34	32	差②-①	46	48
14宮寺小	1年生	量の見込み①	10	9	確保の内容 ②	35	35
	2年生		9	9			
	3年生		7	7			
	4年生		3	3			
	5年生		1	1			
	6年生		0	0			
		合計	30	29	差②-①	5	6
小学校区別の量の見込みと確保の内容(変更後)							
区域	対象		令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
4東金子小	1年生	量の見込み①	11	11	確保の内容 ②	40	40
	2年生		9	9			
	3年生		8	7			
	4年生		4	4			
	5年生		1	1			
	6年生		1	0			
		合計	34	32	差②-①	6	8
14宮寺小	1年生	量の見込み①	10	9	確保の内容 ②	40	40
	2年生		9	9			
	3年生		7	7			
	4年生		3	3			
	5年生		1	1			
	6年生		0	0			
		合計	30	29	差②-①	10	11

V 施策の方向性の変更による見直しについて

ヤングケアラー支援条例の制定（令和4年7月）を受けて、ヤングケアラー支援の視点を追加しました。[プラン該当頁：77、69]

（配置位置1）

基本目標5 生まれ育った環境に左右されないために

施策の方向性1 子どもの貧困問題への対策

89	生活問題を早期に解決するための相談体制の強化	生活支援課 こども支援課
	経済的困窮や就労、病気等、課題を抱える生活困窮者に対し、相談員により包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。子ども家庭総合支援拠点において、コーディネーターを配置し、経済的な理由から困難を抱える子どもへの対応を強化します。また、保育所や地域子育て支援拠点など、地域の身近な場所において、気づき、拠点につなぐ見守りボランティアを育成します。	
89-2	ヤングケアラー支援	こども支援課 学校教育課
	年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負って、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どもに対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。	

（配置位置2）

基本目標4 若者が自分らしく自立し、躍動できるために

施策の方向性2 困難な状況に応じた支援

①困難な状況ごとの支援

89-2	<再掲>ヤングケアラー支援	こども支援課 学校教育課
	年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負って、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どもに対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。	

VI 組織改編に伴う見直し

令和4年4月1日より市の組織機構の変更に伴い事業所管課を以下のように見直します。

対象事業	事業名	課名変更
19	外国人相談支援	自治文化課→ 地域振興課
20	日本語教室の支援	自治文化課→ 地域振興課
61	多様な体験・交流活動の推進	自治文化課→ 地域振興課 中央公民館→ 社会教育課
63	文化芸術・スポーツ活動の推進	自治文化課→ 地域振興課 中央公民館→ 社会教育課
64	居場所づくりの推進	中央公民館→ 社会教育課
83	担い手となる人材の育成	中央公民館→ 社会教育課